

**IFRSをめぐる動向 第76回 減損移行リソースグループでの議論(4月の議論)**

(28頁)

**1. はじめに**

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)の月次会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、2015年4月の減損移行リソースグループ(以下、ITG)における議論の内容について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

**2. ITGの役割**

IASBは、昨年7月、新たな減損に関する要求事項を含む最終版IFRS第9号を公表しました。IFRS第9号では、IAS第39号における発生信用損失モデルに代えて、予想信用損失モデルが導入されています。IASBは、この新しい予想信用損失モデルの導入を円滑に進めるための方策として、減損移行リソースグループを創設しました。ITGは、予想信用損失モデルの導入によって生じる実務上の諸問題について議論し、IASBに対してその内容を伝えることを目的としています。しかし、ITG自身がガイダンスを公表することはありません。必要に応じて、どのような対応をとるべきかを決定するのはIASBとなります。ITGは、2015年4月に1回目の会議を開催しました。

**3. 2015年4月のITG会議における議論**

会議では、予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間、将来の経済状況の予測、ローン・コミットメント-範囲、リボルビング信用枠、保証付きの負債性金融商品の信用リスクの著しい増大の評価、発行した金融保証契約の予想信用損失の測定、予想信用損失-測定時点及び条件変更した金融資産に関する予想信用損失の測定について議論が行われました。

**(1) 予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間(アジェンダ・ペーパー1)**

予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間をどのように決定すべきかについて、以下のような特徴を有する住宅ローンを例として議論されました。

- ・契約上、明示されている満期は6か月であるが、借手又は貸手がローン契約を終了させない限り、6か月ごとに自動更新されるという条項が付されている。
- ・金利は、6か月間は固定であるが、6か月ごとに更新される。
- ・貸手はいつでも契約延長を拒否することができる。
- ・借手は、借り換えには事務手続きの負担が伴う一方、経済的便益がほとんどないため、通常、ロー

ン契約を終了させない。

- ・過去の実績では、このようなローン契約は、一般的に、30年まで延長されている。
- ・貸手は、このようなローン契約をポートフォリオ・ベースで管理しており、個別のローン契約について定期的な信用情報のレビューは行っていない。このため、貸手は、特定の借手に関連する信用悪化事象についての情報を入手した場合のみ、ローン契約を解約している。

ITGメンバーは、以下の見解で概ね合意しました。

・IFRS第9号5.5.19項は、最長の契約期間の決定において、延長オプションを考慮しなければならないとしています。しかし、それが貸手の延長オプションなのか、借手の延長オプションなのかを明確にしていません。同項は「貸手が信用リスクに晒される」最長の契約期間とも述べているので、同項における延長オプションは、借手の延長オプションを意味しています。貸手の延長オプションの場合は、貸手は与信の延長を強制されることはなく、貸手が信用リスクに晒される最長の契約期間を延ばすものではないからです。

・上記の例では、貸手が6か月の契約期間の末日でローンを解約する「実質的な」権利を有している限り、貸手が信用リスクに晒される最長の期間は6か月の契約期間に限定されます。このため、予想信用損失を測定する最長の期間は6か月となります。貸手の解約権が実質的でない場合は、より長い期間を用いる方が適切である場合があります。例えば、規制当局によって貸手のローン契約上の解約権の行使が法的に制限されている場合（例：顧客を公正に扱うための要求事項に基づく）、貸手の解約権は実質的ではありません。これは、貸手が、実務上又は営業上の理由から解約権を行使しないことを選択する状況とは区別されます。

・上記のローン契約は、借手にローンの引出・返済について裁量を与えるような、ローンと未使用コミットメント部分の両方を含む金融商品ではありません。よって、IFRS第9号5.5.20項の予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間に関する例外は適用されません（下記の(4)(i)を参照）。

## (2) 将来の経済状況の予測(アジェンダ・ペーパー2)

信用リスクの著しい増大を評価し予想信用損失を測定する際に、以下の期間に発生した将来の経済状況の予測に関する情報をどのように織り込むべきかについて議論されました。

### (i) 経済予測が行われた日から報告日まで

実務上の理由から、報告日より前の一定の日（例えば、1か月前）における将来の経済状況の予測を、予想信用損失を算定するための基礎とする可能性があります。しかし、IFRS第9号5.5.17項(c)は、「報告日において」利用可能な情報を反映するような方法で予想信用損失を測定しなければならないとしています。このため、ITGメンバーは、経済予測が行われた日から報告日までに新たに入手可能となった情報は考慮に入れなければならないことについて概ね合

意しました。また、実際の運用においては、IAS 第8号に従い、重要性を考慮すべきである点についても概ね合意されました。

#### (ii) 報告日から財務諸表の署名日まで

多くの ITG メンバーは以下の見解を述べました。IAS 第 39 号の発生信用損失モデルのもとでは、報告日現在で減損の客観的証拠がある場合に発生信用損失が認識されます。報告日後に入手可能となった情報は、それが報告日現在で減損の客観的証拠があったことを示す場合、IAS 第 10 号に従い、修正を要する後発事象として扱われます。IFRS 第9号の予想信用損失モデルのもとでは、将来の経済状況の予測について、報告日現在で利用可能な情報もとに、起こりうる将来のシナリオにおける信用損失を確率加重平均して、予想信用損失が測定されます。その意味で、予想信用損失は報告日における公正価値の測定に類似しています。したがって、報告日現在において入手可能な情報をもとに、将来の経済状況(例えば、金利の動向や選挙の結果)の予測は考慮に入れます。しかし、報告日以降の実際の経済状況の結果により、予測に誤謬があった場合を除き、報告日現在の予測を修正すべきではありません。

ITG は、予想信用損失モデルのもとでの修正を要する後発事象／修正を要しない後発事象に関する教育マテリアルを開発することを IASB に提案する予定です。

#### (3) ローン・コミットメント-範囲(アジェンダ・ペーパー3)

IFRS 第9号の減損の要求事項が、ローン・コミットメント(IFRS 第9号 2.1 項(g))以外の信用を供与するコミットメントにも適用されるか否かについて議論されました。ITG メンバーは、信用を供与するコミットメントは、以下の場合に、IFRS 第9号の減損の要求事項の適用対象となるとの見解で概ね一致しました。

- (a) IAS 第 32 号の金融商品の定義を満たす、かつ、
- (b) IFRS 第9号 BCZ2.2 項のローン・コミットメントの説明に合致している

#### (4) リボルビング信用枠(アジェンダ・ペーパー4)

クレジットカードや当座貸越枠のようなリボルビング信用枠を提供する金融商品に関し、(i) 予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間及び(ii) 信用リスクの著しい増大の評価の目的上の当初認識日について議論がされました。

##### (i) 予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間

予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間(延長オプションを含む)とされています(IFRS 第9号 5.5.19 項)。しかし、この例外として、ローンと未使用コミットメント部分の両方を含む金融商品については、企業が信用リスクに晒される期間が最長の契約期間を超える場合でも、企業が信用リスクに晒される期間にわたり予想信用損失を測定しなければならないとされています(IFRS 第9号 5.5.20 項)。ITG 会議では、

企業が信用リスクに晒されている期間をどのように決定すべきかについて議論され、以下のような見解が述べられました。

企業は、IFRS 第9号 B5.5.40 項に定められている3つの要因すべてを考慮する必要があります。これには、B5.5.40 項(c)に示されているように、貸手の信用リスク管理行動も含まれます。したがって、貸手の信用リスク管理行動を実行する能力により、借手行動に基づく残存年数 (behavioural life) よりも短い期間となる可能性があります。よって、借手行動に基づく残存年数 (behavioural life) が常に企業が信用リスクに晒される期間であると考えるのは適切ではありません。貸手は、ローンの特性や信用リスクをどのように管理しているかに応じて、ローン・ポートフォリオを細分化する必要があります。信用リスク管理には多様性があり、クレジットカードのリボルビング信用枠の予想信用損失の測定には重要な判断が求められます。

#### (ii) 信用リスクの著しい増大の評価の目的上の当初認識日

信用リスクの著しい増大があったか否かは、金融商品の当初認識日における信用リスクとの比較で評価されます (IFRS 第9号 5.5.9 項)。ITG 会議では、リボルビング信用枠の当初認識日をどのように決定すべきかについて議論され、以下のような見解が述べられました。

クレジットカードのリボルビング信用枠の当初認識日の決定は、実務上の主要な課題のひとつです。カードの種類の変更、カードの満期及び更新、信用限度額の変更、定期的な信用状況のレビューなど、顧客関係の存続期間にわたり、クレジットカードの信用枠には多くの変更が生じる可能性があります。このような事象が、IFRS 第9号のもとでの認識の中止や新たな金融商品の認識を引き起こすか否かを決定することが重要です。しかし、同時に、これらの決定には、相当の判断が求められます。

この領域について、首尾一貫した解釈と適用を支援するための適用ガイダンスを IASB が開発する必要性を含め、ITG は検討を継続する予定です。

#### (5) 保証付きの負債性金融商品の信用リスクの著しい増大の評価(アジェンダ・ペーパー5)

保証付きの負債性金融商品に信用リスクの著しい増大があったか否かを評価する際に、付帯する金融保証からキャッシュ・フローを回収する能力を考慮する必要があるか否かについて議論がされました。ITG メンバーは、考慮すべきではないとの見解で概ね一致しました。IFRS 第9号は、B5.5.17 項の例示が示すように、借手が債務不履行となるリスクに焦点を当てています。担保や保証その他の信用補完は、借手が債務不履行となる可能性に影響を与える範囲で考慮されます。例えば、担保の価値が住宅価格の下落により低下した場合に、借手が住宅ローンを返済する経済的誘因を減少させると予想される場合です。

#### (6) 発行した金融保証契約の予想信用損失の測定(アジェンダ・ペーパー6)

保証料を金融保証契約時に一括して受け取るのではなく、保証期間にわたり受け取る場合があります。この場合、発行した金融保証契約に係る予想信用損失の測定において、将来受け取る保証料を考慮に入れるべきか否かについて議論がされました。

保証履行によるキャッシュ・アウトフローの発生は、保証対象の金融資産が債務不履行となるか否かに依存します。一方、受取保証料は被保証人の債務不履行リスクに晒されています。そのため、受取保証料は、発行した金融保証契約に係る予想信用損失の測定において考慮に入れるべきではないとの見解で、概ね一致しました。

#### (7) 予想信用損失-測定時点(アジェンダ・ペーパー7)

報告日以外の時点(以下の2つの時点)で予想信用損失を測定する必要があるか否かについて議論がされました。

##### (i) 認識の中止時点

ITG メンバーは、以下の見解で概ね一致しました。

認識の中止による利得及び損失を算定するために、認識の中止時点の帳簿価額を測定する必要があります(IFRS 第9号 3.2.12 項)。そして、その帳簿価額を測定するために、認識の中止時点で、予想信用損失を測定する必要があります。また、認識の中止による利得及び損失と減損損失(及び戻入)は、損益計算書上、別個の科目として表示することが求められています(IAS 第1号 82 項(aa)(ba))。そのため、予想信用損失を認識の中止(条件変更により認識の中止となる場合も含む)時点で測定する必要があります。しかし、銀行などは多数のローンを抱えており、認識の中止時点で予想信用損失を計算することは、運用上、著しい困難を伴うことが予想されます。実際の運用においては、IAS 第8号に従い、重要性が考慮されます。

##### (ii) 当初認識の時点

IFRS 第9号は当初認識の時点において予想信用損失を測定することを明示的には要求していません。しかし、IFRS 第9号の B5.7.2 項及び設例 14 は、ともに IAS 第 21 号に言及しています。数名の ITG メンバーは、これらの要求事項により、当初認識の時点において予想信用損失を測定することとなると述べました。これらのメンバーは、実際の運用においては、重要性を考慮すべきであるとも述べました。他の ITG メンバーは、金融資産は当初認識時に公正価値で測定されること(IFRS 第9号 5.1.1 項)、設例 14 は適用の一例を示しているにすぎないことから、当初認識の時点において予想信用損失を測定することは要求されないと述べました。

#### (8) 条件変更した金融資産に関する予想信用損失の測定(アジェンダ・ペーパー8)

金融資産の条件が変更されたものの、その条件変更により金融資産の認識の中止をすることにはならない場合について、以下の4つの点が議論されました。

① 条件変更による利得又は損失をどのように算定すべきか



- ② 条件変更した金融資産の予想信用損失をどのように測定すべきか
- ③ 条件変更による利得又は損失、及び、減損損失(及び戻入)をどのように表示すべきか
- ④ どのような条件変更が、IFRS 第7号第 35J 項の開示要求の対象になるのか

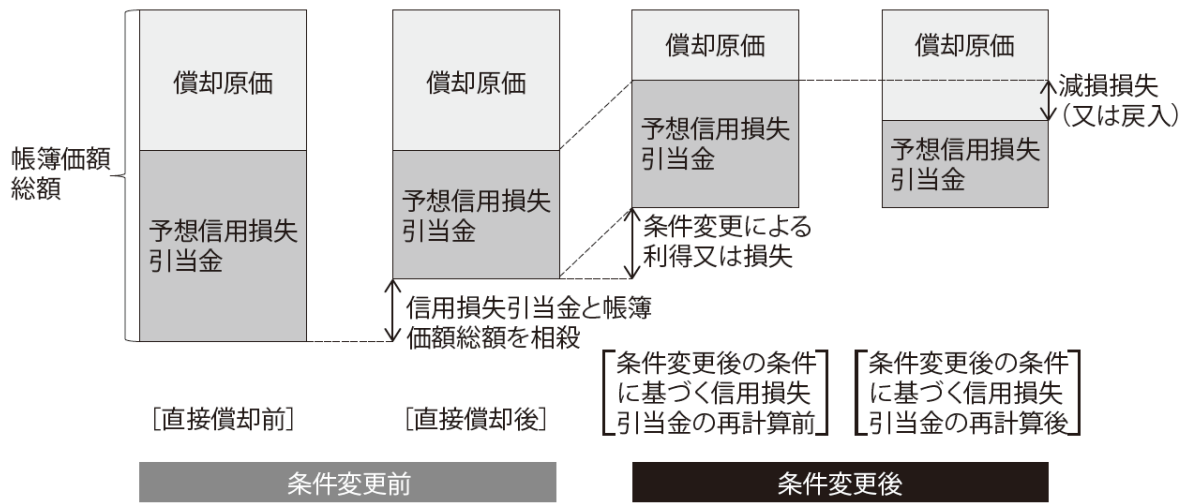
①及び②について、ITG メンバーは以下の見解で概ね一致しました。

条件変更による利得又は損失は、IFRS 第9号 5.4.3 項に従って、条件変更前の帳簿価額総額と条件変更後の帳簿価額総額を比較することにより測定されます。条件変更後の帳簿価額総額は、条件変更後の期待キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値として測定します。帳簿価額総額は予想信用損失引当金控除前の償却原価であるので、期待キャッシュ・フローの見積りにおいて、予想信用損失を考慮に入れません。もし、条件変更の際に、IFRS 第9号 5.4.4 項に従って直接償却が行われる場合には、直接償却は条件変更前の帳簿価額総額に影響を与え、条件変更による利得又は損失の金額に影響を与えることとなります。

上記のように条件変更による利得又は損失の算定を行った後、条件変更後の契約条件に基づく新たな予想信用損失の測定を行います。新たな予想信用損失はゼロであると仮定することは認められていません。仮に、借手が返済できると期待できる程度にまで条件変更を行ったことにより、信用損失が発生する可能性が非常に低いとしても、IFRS 第9号 5.5.18 項に従って、その可能性を考慮することが求められます。

③について、減損損失(及び戻入)は、損益計算書上、別個の科目として表示することが求められています(IAS 第1号 82 項(ba))。また、条件変更による利得又は損失は、IAS 第1号 85 項に従って企業の財務業績の理解に関連がある場合には、別個に表示されます。ITG メンバーは、両者の純額ベースでの開示が財務諸表利用者にとって有用である場合(例えば、条件変更の理由が信用状況の悪化である場合)には、注記において追加開示することで対応が可能との見解で概ね一致しました。

④については、条件変更が債務者の信用状況の悪化によるものか、その他の商業上の理由によるものかに関係なく、すべての条件変更が対象になるとの見解で概ね一致しました。



#### 4. 今後の予定

次回の ITG 会議は, 2015 年 9 月 16 日に開催が予定されています。